

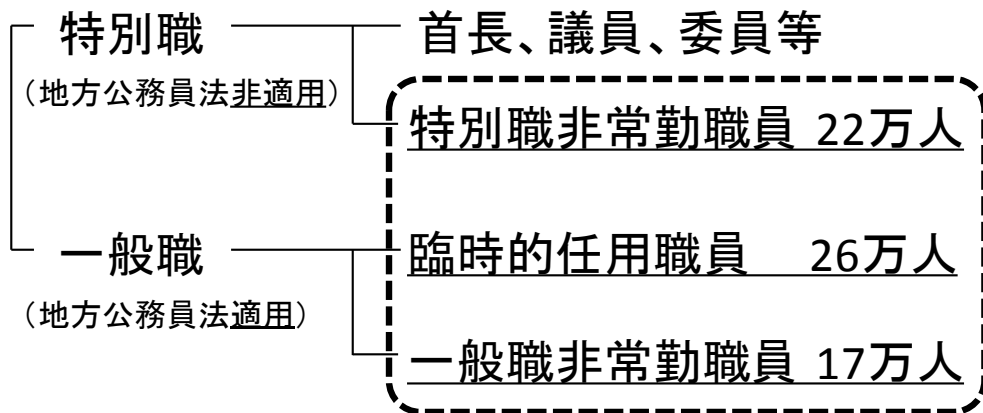
第9回働き方改革実現会議

高市総務大臣 配布資料

平成29年3月17日

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する制度改革について(現状と課題)

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状



- ◆ 厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど地方の行政需要は増大し多様化
⇒ 臨時・非常勤職員数は、
ここ11年間で約19万人増加
(H17 45.6万人→H28 64.5万人)
- ◆ 総務省としては、これまでも助言等を行ってきたが、以下のような課題が残っている

<任用上の課題…制度趣旨に沿わない任用>

【課題1】

通常の事務職員も「特別職」で任用

「特別職」…本来、専門性が高い者等

※ 特別職には、**守秘義務などが課されていない**

(地方公務員法非適用)

【課題2】

制度が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

<処遇上の課題>

【課題3】

職員と同様の勤務形態の非常勤職員に**期末手当の支給ができない**

※ 国家公務員の非常勤職員は支給可能

地方公務員の臨時・非常勤職員に関する制度改革について(改正法案と今後の取組方針)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案（3月7日に国会に提出）

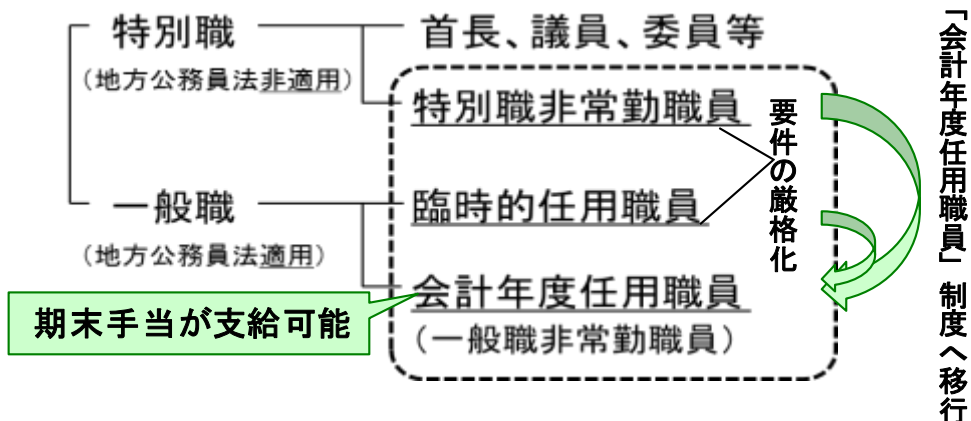
◆ 地方公務員法の一部改正

- ① 「特別職」の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化
- ② 「臨時的任用」の対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合（フルタイム）」に厳格化
- ③ 一般職として「会計年度任用職員」制度を創設

◆ 地方自治法の一部改正

会計年度任用職員について、これまで支給が認められていなかった「**期末手当**」の支給を可能に

施行日 平成32年4月1日



今後の取組方針

- 平成32年度までに、統一的な「会計年度任用職員」制度を、原則全ての団体で整備
- 総務省としては、**任用・勤務条件（給付、休暇、休業）、研修、福利厚生**などについて、**詳細なマニュアル策定**等により支援

総務省としては、「会計年度任用職員」制度を重要な基盤として、**今後も必要な取組を推進**
※ その際、民間の動向、国家公務員に係る制度・運用の状況、厳しい地方財政の状況等に留意

(参考) 地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員に係る現行制度について

	臨時・非常勤職員			任期付職員 (任期付法3条・4条・5条)
	①特別職非常勤職員 (法3条3項3号)	②一般職非常勤職員 (法17条)	③臨時的任用職員 (法22条2項・5項)	
	主に特定の学識・経験を必要とする業務	補助的な業務	緊急・臨時の業務	本格的業務
任 期	原則1年以内 (再度の任用はあり得る) (通知)	原則1年以内 (再度の任用はあり得る) (通知)	6月以内 更新は1回限り(最長1年) (再度の任用はあり得る) (法22条)	3年以内又は5年以内 (4条及び5条について、 再度の任用はあり得る) (任期付法6条)
勤 務 時 間	フルタイム又は短時間勤務			
給 与	常勤の職員には給料と手当を、非常勤の職員には報酬と費用弁償を支給 (地方自治法203条の2、204条)			給料と手当を支給 (地方自治法204条)
種 類 別 数 (平成28年4月現在)	約22万人 (主な内訳) 相談員、研究員、館長等 6.8万人 一般事務職員 5.0万人	約17万人 (主な内訳) 一般事務職員 4.3万人 保育士等 2.9万人	約26万人 (主な内訳) 一般事務職員 6.7万人 保育士等 5.0万人 教員・講師 5.7万人	約1.1万人 (内訳) 3条(専門的知識等)2千人 4条(時限的な職)4千人 5条(短時間勤務)5千人

※ 臨時・非常勤職員の数については、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上で、任用期間が6ヶ月以上(見込みを含む)である者。
 ※ 任期付職員の数については、平成27年4月現在のものであり、東日本大震災に係る復旧・復興の業務に従事する採用者数(約2千人)を含む(以下も同じ)。
 ※ 「法」とは地方公務員法、「任期付法」とは地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律をいう。

【参考 臨時・非常勤職員及び任期付職員数の推移】

	平成17年4月1日現在	平成20年4月1日現在	平成24年4月1日現在	平成28年4月1日現在
臨時・非常勤職員	約45万6,000人	約49万8,000人	約59万9,000人	約64万5,000人
任期付職員	約1,000人	約2,000人	約6,000人	約1万1,000人